

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

改正後	現行																				
<p>(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>第7 指定感染症 1 (略) (1)・(2) (略) (3)届出基準 ア～エ (略) オ 感染症死亡疑い者の死体 (略)</p>	<p>(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第1～6 (略)</p> <p>第7 指定感染症 1 (略) (1)・(2) (略) (3)届出基準 ア～エ (略) オ 感染症死亡疑い者の死体 (略)</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査方法</th> <th>検査材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分離・同定による病原体の検出</td> <td>喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料</td> </tr> <tr> <td>検体から直接の核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>抗原定性検査による病原体の抗原の検出</td> <td><u>鼻腔拭い液又は鼻咽頭拭い液</u></td> </tr> <tr> <td>抗原定量検査による病原体の抗原の検出</td> <td><u>鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液又は唾液</u></td> </tr> </tbody> </table>	検査方法	検査材料	分離・同定による病原体の検出	喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料	検体から直接の核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出	同上	抗原定性検査による病原体の抗原の検出	<u>鼻腔拭い液又は鼻咽頭拭い液</u>	抗原定量検査による病原体の抗原の検出	<u>鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液又は唾液</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>検査方法</th> <th>検査材料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分離・同定による病原体の検出</td> <td>喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料</td> </tr> <tr> <td>検体から直接の核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>抗原定性検査による病原体の抗原の検出</td> <td>鼻咽頭拭い液</td> </tr> <tr> <td>抗原定量検査による病原体の抗原の検出</td> <td>鼻咽頭拭い液又は唾液</td> </tr> </tbody> </table>	検査方法	検査材料	分離・同定による病原体の検出	喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料	検体から直接の核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出	同上	抗原定性検査による病原体の抗原の検出	鼻咽頭拭い液	抗原定量検査による病原体の抗原の検出	鼻咽頭拭い液又は唾液
検査方法	検査材料																				
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料																				
検体から直接の核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出	同上																				
抗原定性検査による病原体の抗原の検出	<u>鼻腔拭い液又は鼻咽頭拭い液</u>																				
抗原定量検査による病原体の抗原の検出	<u>鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液又は唾液</u>																				
検査方法	検査材料																				
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料																				
検体から直接の核酸増幅法による病原体の遺伝子の検出	同上																				
抗原定性検査による病原体の抗原の検出	鼻咽頭拭い液																				
抗原定量検査による病原体の抗原の検出	鼻咽頭拭い液又は唾液																				
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>																				

別記様式1～5 (略)

別記様式6-1

別記様式 6-1

新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事(保健所設置市長・特別区長) 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名 印 (署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称 上記病院・診療所の所在地(※) 電話番号(※)

Table with 6 columns: 1 診断(検案)した者(死体)の種類, 2 当該者氏名, 3 性別, 4 生年月日, 5 診断時の年齢(歳は月齢), 6 当該者職業, 7 当該者住所, 8 当該者所在地, 9 保護者氏名, 10 保護者住所

Table with 2 columns: 11 症状, 12 診断方法, 18 感染原因・感染経路・感染地域. Includes detailed medical and diagnostic information.

(1, 3, 11, 12, 18欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13から17欄は年齢、年月日を記入すること。)

この届出は診断後直ちに行ってください

別記様式1～5 (略)

別記様式6-1

別記様式 6-1

新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事(保健所設置市長・特別区長) 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

医師の氏名 印 (署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称 上記病院・診療所の所在地(※) 電話番号(※)

Table with 6 columns: 1 診断(検案)した者(死体)の種類, 2 当該者氏名, 3 性別, 4 生年月日, 5 診断時の年齢(歳は月齢), 6 当該者職業, 7 当該者住所, 8 当該者所在地, 9 保護者氏名, 10 保護者住所

Table with 2 columns: 11 症状, 12 診断方法, 18 感染原因・感染経路・感染地域. Includes detailed medical and diagnostic information.

(1, 3, 11, 12, 18欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13から17欄は年齢、年月日を記入すること。)

この届出は診断後直ちに行ってください